

異常気象時における搬入停止基準

公益財団法人 宮城県環境事業公社

廃棄物取扱要綱第13条第2項に基づく異常気象時における搬入停止基準は、下記のとおりとする。

記

- 1 1時間雨量30mm以上の降雨があり、危険が予想されるとき。
- 2 大和町東部地域に「暴風警報(平均風速18m/s)」が発令され、危険が予想されるとき。
- 3 大和町・大郷町・利府町のいずれかの観測所で、震度階級5弱以上の地震を観測したとき。
- 4 その他、積雪・連続降雨・落雷・台風等により、危険が予想されるとき。

(留意事項)

搬入の再開は、地盤のゆるみ、崩壊、陥没等について入念に点検をし、安全が確認された後、行うものとする。

附 則

この基準は、平成29年7月25日から施行する。